

# 公立病院経営強化プラン（R5～R9）の内容

## 1. 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づく 6つの視点

1.役割・機能の最適化と連携の強化

2.医師・看護師等の確保と働き方改革

3.経営形態の見直し

4.新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

5.施設・設備の最適化

6.経営の効率化等

## 2. 各視点に基づく具体的にに取り組む項目例

### 1.役割・機能の最適化と連携の強化

#### ① 地域医療構想当を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能

- ・地域の医療提供体制において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化する。
- ・地域医療構想区域における病床の機能区分ごとの将来の必要病床数と整合性をとる。

#### ② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

- ・緊急時における後方病床の確保や人材育成など在宅医療に関する当院の役割・機能を示す。
- ・住民の健康づくりの強化に当たっての具体的な役割・機能を示す。

#### ③ 機能分化・連携強化

- ・地域においてかかりつけ医機能を担っている診療所等との連携強化することが重要であり、公立病院同士のみならず、公的病院、民間病院、診療所等との間も含め、必要な取組を検討する。

#### ④ 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

- ・医療機能に係るもの（救急車応需率、手術件数、訪問診療、リハビリ件数 等）
- ・医療の質に係るもの（患者満足度、在宅復帰率、クリニカルパス使用率 等）
- ・連携強化等に係るもの（医師等派遣件数、紹介率・逆紹介率 等）
- ・その他（臨床研修医の受入件数、健康・医療相談件数 等）

#### ⑤ 一般会計負担の考え方

- ・上記①・②で明らかにした当院の果たすべき役割・機能に対応する形で、一般会計等が負担すべき経費の範囲についての考え方及びその算定基準（繰出基準）を記載する。

#### ⑥ 住民の理解のための取組

- ・住民に対して丁寧な説明を行い、住民の理解のための取組の概要を記載する。

### 2.医師・看護師等の確保と働き方改革

#### ① 医師・看護師等の確保

- ・医師・看護師等の派遣や派遣受入、職員採用の柔軟化、勤務環境の整備など、医師・看護師等の医療従事者を確保するための取組を強化する。

#### ② 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保

- ・研修プログラムの充実、指導医の確保、大学等への訪問機会の確保、多施設合同カンファレンスへの参加を可能とする ICT 環境の整備など、若手医師のスキルアップを図るための環境整備に取り組む。

#### ③ 医師の働き方改革への対応

- ・適切な労務管理の推進、タスクシフト/シェアの推進、ICT の活用などにより、医師の時間外労働の縮減を図る。

### 3.経営形態の見直し

#### ① 経営形態の見直しに係る起債事項

- ・当院の規模や置かれた環境といった地域の実情を踏まえ、経営の強化に向けた最適な経営形態を検討する。

#### ② 経営形態の見直しに係る選択肢と留意事項

- ・地方独立行政法人化（非公務員型）、地方公営企業法の全部適用、指定管理者制度の導入、事業形態の見直し（民間譲渡、介護施設などへの転換）

### 4.新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

- ・感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペース等の整備、感染拡大時における各医療機関の間での連携・役割分担の明確化、感染拡大時を想定した専門人材の確保・育成、感染防護具等の備蓄、院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有等を行う。

## 5.施設・整備の最適化

### ① 施設・設備の適正管理と整備費の抑制

- ・経営強化プランの計画期間内における施設・設備に係る主な投資について、長寿命化・平準化や当院の果たすべき役割・機能の観点から必要性や適正な規模等について十分に検討を行う。

### ② デジタル化への対応

- ・遠隔診療・オンライン診療、音声入力、その他各種情報システム等を活用し、医療の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化を推進する。
- ・厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底する。

## 6.経営の効率化等

### ① 経営指標に係る数値目標

- ・収支改善に係るもの（経常収支比率、医業収支比率、不良債務比率 等）
- ・収入確保に係るもの（1日当たりの入院・外来患者数、病床利用率、平均在院日数 DPC 機能評価係数など診療報酬に関する指標 等）
- ・経費削減に係るもの（材料費・薬品費・委託費・職員給与費・減価償却費などの対修正医業収益比率、100床あたりの職員数、後発医薬品の使用割合 等）
- ・経営の安定性に係るもの（医師・看護師・その他医療従事者数、企業債残高 等）

### ② 経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標

- ・対象期間中に経常黒字化する数値目標を定め、その上で、修正医業収支比率についても、所定の繰出が行われれば経常黒字が達成できる水準となるように数値目標を定め、その達成に向け、本業である修正医業収支の改善に向けた取組を進める。

※修正医業収支比率は医業収益から繰入金を除いたものを用いて算出した比率

### ③ 目標達成に向けた具体的な取組

- ・当院の果たすべき役割・機能に的確に対応した施設基準・人員配置となるよう体制整備を行う。
- ・外部人材の活用、プロパー専門職員の採用、専門性をもった職員を育成する研修や人事管理等の仕組みの構築等を通じ、医療に関する制度やノウハウ、医療行為の解釈等に精通した専門の事務職員を確保・育成する。
- ・経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画及び各年度における目標数値の見直しを行う。

### 3. 今後プランを作成するにあたっての懸案事項（事務局想定）

- コロナ関連補助金が無くなった場合、どのように収支を保つか。
- 現状の病床稼働率（令和4年度上半期急性期 66.6%、地域包括ケア 84.3%）と将来想定している病床稼働とのギャップ  
「新病院では急性期 85%、地域包括ケア 95%を想定」  
⇒ 患者確保のための集患対策（紹介率・逆紹介率の更なる向上など）
- 病院職員の確保、採用と定着はどのようにしていくのか。
- コロナや今後の新興感染症にどのように対応するか。